

海水浴場等における
新型コロナウイルス感染症の
感染防止対策ガイドライン

令和2年6月18日

令和3年6月14日改訂

令和4年6月14日改訂

串本町

1. 趣旨

令和2年5月に全国の都道府県を対象にした「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が解除されて以降、串本町が属する和歌山県に対しては緊急事態宣言が発令されていないものの、予断を許さない状況が続いています。

最近では、全国の感染者数が減少傾向にあり、マスク着用の基準など新型コロナウイルス感染症による日常生活への制限が緩和されておりますが、引き続き感染拡大防止対策が求められるのが現状です。

串本町内の海水浴場は、例年多くの来場者があることから、海水浴場を開設すれば、町内外から多くの人グループ単位で来場し、感染のリスクが高い「密集」・「密接」・「密閉」（以下、「3密」と言う。）の状態となることが想定されます。

そしてこの度、令和2年度に策定した当該ガイドラインについて、令和3年度版に続いて、令和4年度版として改訂を行いました。

2. 令和4年度における海水浴場の開設に当たっての基本的な考え方

海水浴場はオープンエアで自然換気がありますが、飲食販売施設等に多くの人が集まり、「3密」になることにより新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まること問題になります。

このような海水浴場の特性を十分理解した上で、海水浴場や飲食販売施設等での「3密」を防ぎ、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐ取組みを徹底して行うことが必要と考えます。

3. 海水浴場等における感染防止対策について

(1) 海水浴場の開設者が行うべき感染防止対策

- ・利用者数を制限するため、使用できる駐車場は第一駐車場のみとする。
- ・砂浜に一定間隔で目印の設置を行うなど、ソーシャルディスタンス（人との間隔を最低1m以上）を確保するための対策を講じる。
- ・ソーシャルディスタンスの確保について、場内放送により1時間に1回程度呼びかけるとともに、注意を行う。
- ・人が集中する海上遊具（スライダー・浮きマット等）は設置しない。
- ・手洗い設備やシャワーの場所を明示するとともに、手洗いやシャワーの励行を場内放送により徹底する。
- ・シャワーについては隣接するシャワー設備を使用しないこととし、間隔を空けて利用する等の対策を講じる。
- ・着替えや衣類の保管はできる限り車内や宿所の利用を推奨する。（ロッカー室については、換気を十分に行うとともに、状況に応じて利用できる数を制限する等の対策を講じる）

- ・町が感染防止対策で取組む内容を利用者が見える場所に掲示する。
- ・駐車場入庫時、あるいは来場時に「注意書き」を配布する。
- ・海水浴場等利用者の行動例（後述）をホームページや掲示板等により周知する。
- ・イベントについては、ガイドラインを遵守した実施が困難な場合は中止する。
- ・ごみは感染防止の観点から適切に処理する。
- ・救護者の情報（氏名、連絡先など）を記録し、疫学調査ができる体制を整備する。

（2）飲食販売施設等の営業者が行うべき感染防止対策（田原海水浴場を除く）

ア）共通事項（飲食販売施設・カヤック事業）

- ・営業者が感染防止対策で取組む内容を、利用者が見える場所に掲示すること。
- ・海水浴場等利用者の行動例（(3)参照）を利用者が見える場所に掲示すること。
- ・イベントについては、ガイドラインを遵守した実施が困難な場合は中止する。
- ・施設に消毒液（消毒用アルコール等）を設けて、利用者に手指消毒を徹底させること。
- ・複数の利用者が触れると考えられる場所及び設備（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- ・出勤時に従業員の体温を計測し、発熱等の症状がみられる場合は勤務に従事させないこと。
- ・ごみは基本的に持ち帰りとし、処分する際はごみに直接触れないとともに、しっかり縛って封をして処理すること。
- ・現金は手渡しで受け取らず、コイントレイなどを使用すること。

イ）飲食販売施設

- ・施設の換気を徹底すること。（1時間に2回以上かつ1回で5分間以上が望ましい）
- ・利用する客が順番を待つときは、床に間隔を示すテープを貼るなどし、前後に十分なスペースを確保すること。また、熱中症対策を確実に実施すること。
- ・椅子やテーブルの間隔を広くし横並びで座らせるなど、ソーシャルディスタンスを確保するための対策を講じること。
- ・通常飲食スペースとしているエリアはサービススペースとし、関係者以外立ち入り禁止とすること。
- ・飲食物については、直接手渡し販売はせず、パッケージ状態で販売すること。
- ・従業員のマスク（品質の確かな、できれば不織布）、フェイスシールドなどの個人防護具の着用、手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ・利用者が施設内に入った時の手指消毒と、食事前の手洗いを徹底させること。
- ・施設への勧誘（声かけ）は行わないこと。

- ・うきわ、ゴーグル、パラソル等の貸出し前後には必ず消毒を実施すること。

ウ) カヤック事業

- ・グループによる利用を基本とし、講習は必ずグループ単位とすること。
- ・不特定多数のグループ同士の利用はさせないこと。
- ・予約制とし、参加者全員の住所・氏名を記録すること。
- ・ガイドラインを配布し、注意喚起すること。
- ・参加者については体験前に健康状態チェック、体温測定を行い、体調不良の方については自粛していただくこと。
- ・レンタル機材については、貸出前・貸出後等に定期的な消毒を徹底すること。
- ・来場前に着替えることを推奨し、着替え等については車内保管を勧めること。

※ 上記のほか、以下のガイドラインを参考にしてください。

【飲食店】

外食業の事業継続のためのガイドライン（令和2年5月14日、令和3年11月8日改定 一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会）

【更衣休憩所等】

社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日、令和3年11月16日改訂 スポーツ庁）

- (3) 施設に掲示する海水浴場等利用者の行動例
(厚生労働省の「新しい生活様式」の実践例を参考)

ア 海水浴場への往復

- ・海水浴場へ行く前に体温測定、健康チェックをする。
- ・体調がすぐれないときには、海水浴場に行かない。
- ・公共交通機関で移動するときは、すいている時間を選び、会話は控えめにする。
- ・ソーシャルディスタンスを確保する。
- ・咳エチケットを徹底する。
- ・乗り物の中では、グループの人たちと対面でなく横並びで座る。
- ・海水浴場が閉まった後は、速やかに帰宅する。
- ・途中で買い物するときは、少人数で行う。
- ・海水浴場の近隣住民に感染を拡げないように、ごみは持ち帰る。
- ・家に帰ったらできるだけすぐにシャワーを浴びて着替える。
- ・手洗いは30秒程度かけて、水とせっけんで丁寧に洗う。

イ 海水浴場

- 更衣室での着替えはすみやかに、少人数ですいた時間に行う。
- レジに並ぶときは、前後に十分なスペースを取る。
- 入口では手指消毒を行い、食事の前やトイレの後には必ず手洗いをを行う。
- 多人数での会食は避ける
- 対面ではなく横並びで座る。
- 会話は控えめにする。
- グラスなどの回し飲みは避ける。

ウ 飲食販売施設

- ソーシャルディスタンスを確保する。
- 咳エチケットを徹底する。
- グループの人たちとは対面でなく横並びで座る。
- 砂浜での食事の前やトイレの後には必ず手洗いをを行う。
- 帰る前は手洗いを実施し、シャワーを浴びる。